

# 国際交流ボランティアとして活動してみませんか？

外国人のお客様が来樽された時などに、通訳（翻訳）としてご協力いただける方の登録をお待ちしております。  
要領は次のとおりです。

## 小樽市国際交流ボランティア登録制度

（通訳・翻訳）

### 趣旨

この制度は、地域社会や日常生活に進展しつつある国際化に対応するため、各種各般の分野における国際交流活動において、積極的な市民参加を得て幅広い友好親善を図るとともに、市民の国際感覚や国際理解を醸成し、新しい時代に即応した人づくり、街づくりに資することを目的とします。

### 活動内容

来樽する外国人とのコミュニケーションのお手伝い（通訳）や、文書・情報などの翻訳

観光施設等の通訳案内

国際交流関連団体の主催による交流会の通訳アシスト

簡易な文書（個人的な手紙、PR紙等）の翻訳

イベント参加の連絡調整・アシスト

その他 ～ に類する内容の活動

商用を目的とした活動や宗教団体の布教活動、あるいはこれらに類する活動は取り扱いません。

### 登録資格

- 1 市内および市近郊に在住・在勤されている方で、国際交流活動に理解と熱意のある方
- 2 15歳以上(高校1年生以上)の方。ただし、高校生の活動は学校が休みの期間に限ります。  
登録を希望する方は、別紙様式の「申込書」を提出してください。

### その他留意事項

- 1 この制度による活動はボランティアであり報酬は支給されません。  
ただし、ケースによっては行事等の主催者から、交通費・食費などの実費相当額を支給される場合があります。
- 2 活動中の怪我等の事故に対する補償はありません。
- 3 次の項目に該当する場合は登録を取り消します。  
登録者から辞退の申し出があった場合  
登録者として不適格と認められる事由が生じた場合  
その他本制度の趣旨に反する事由が生じた場合
- 4 その他この制度による活動について必要な事項は市が別に定めます。